

ご 案 内

島田労働基準協会
電話(0547)35-4522 FAX(0547)35-5191
<http://www.shimakikyo.jp>

令和6年度「化学物質管理者講習に準ずる講習（6時間）」の開催について

労働安全衛生規則第12条の5により、令和6年4月から化学物質を製造し、又は取り扱う事業場については、化学物質管理者を選任し、化学物質に関わるリスクアセスメントの実施管理等、化学物質の管理に係る技術的事項を管理させる必要があります。

本講習は、厚生労働大臣告示の「化学物質管理者講習」に準ずる講習として厚生労働省通達に示されたリスクアセスメント（RA）対象物を取り扱う事業場を対象とする化学物質管理者を選任するための講習です。

つきましては、自律的な化学物質管理が行えるよう必要な知識と実務能力を習得していただくため、この機会に貴事業場の当該業務従事予定者を積極的に受講させていただきますようご案内いたします。

記

1. 日時及び会場

- ①日時 令和6年5月9日（木）9時00分～17時00分 夢づくり会館 学習の部屋
- ②日時 令和6年9月12日（木）9時00分～17時00分 //
- ③日時 令和7年1月23日（木）9時00分～17時00分 //

2. 研修会の内容

- (1) 化学物質の危険性及び有害性並びに表示等 (2) 化学物質の危険性又は有害性等の調査
- (3) 化学物質の危険性又は有害性等の調査の結果に基づく措置等その他必要な記録等
- (4) 化学物質を原因とする災害発生時の対応 (5) 関係法令

3. 受講料（テキスト代・消費税10%含む）

島田労働基準協会 会員事業所は1名につき 13,400円（うち消費税 1,218円）
非会員事業場は1名につき 15,600円（うち消費税 1,418円）

4. お申し込みの方法

- ・受講申込書に必要事項をご記入のうえ、メールかFAXにてお送りください。受け付け次第、請求書若しくは支払い案内書をお送りしますので、受講料を当協会指定口座にお振込みください。定員になり次第締切ります。
 - ・テキストは、開催当日会場でお渡しします。
 - ・申込後の取消しは、開催日の7日前までにご連絡をいただいた場合のみ受講料をお返しします。
- ※この講習会は日本語のテキストに沿って講義を行いますので、日本語の読み書き等が出来る方が対象です。

5. 修了証の交付 講習修了者には「化学物質管理者講習に準ずる講習修了証」を交付いたします。

6. 携行品 受講票、筆記用具、昼食、
本人確認のための書類（自動車運転免許証、健康保険被保険者証等）

受講月日	令和 年 月 日
講習会場	夢づくり会館 学習の部屋

**島田労働基準協会開催
化学物質管理者講習に準ずる講習 受講申込書**

受講者氏名	生 年 月 日		
	年	月	日
	昭和・平成		
	昭和・平成		
	昭和・平成		

事業場名		
所在地	(〒)	
担当者連絡先	部課名	氏名
	TEL	FAX

令和 年 月 日

月 日支払予定

※講習日の2週間前までにお支払いください。

《個人情報について》

上記の個人情報につきましては、当協会が安全に管理し、本講習の実施目的以外には使用いたしません。